

宮崎県学校生活協同組合組合員証利用規約

第1章 一般条項

第1条 (目的)

- (1) この規約は、宮崎県学校生活協同組合(以下「学校生協」といいます)と株式会社宮崎信販(以下「MC」といいます。)と三菱UFJニコス株式会社(以下「三菱UFJニコス」といいます。)が業務提携により学校生協の発行する組合員証の取扱いについてMC・DC VISAカード会員規約に準拠して定めます。

第2条 (組合員証の発行)

- (1) 学校生協は、組合員およびその家族に学校生協とMCおよび三菱UFJニコス(以下「三社」といいます。)との業務提携により、三社が認めた場合にはMC・DC・VISAカード(MC・DC・VISAカードの機能を有する組合員証)を発行し、貸与します。
- (2) 組合員は第1項の組合員証の発行を学校生協に申し込むものとします。
- (3) 第1項の組合員証の申込者は、本規約およびMC・DC VISAカード会員規約を承認の上、学校生協を経由しMC宛申し込むものとします。

第3条 (組合員証の所有権と占有移転の禁止)

- (1) 組合員は学校生協より組合員証を貸与された時は、ただちにその署名欄に組合員自身の署名をしなければなりません。
- (2) 組合員証の利用は、組合員証に氏名が印字された組合員本人に限り、他の者に利用させることはできません。
- (3) 組合員証の所有権は学校生協、MC、および三菱UFJニコスにあり、組合員証を他人に譲渡・貸与または質入れその他担保に提供するなど組合員証の所有を第三者に移転することは、一切できません。万一、MC・DC VISAカード会員規約第1章一般条項第13条に該当し組合員に組合員証の返却を求める場合は、学校生協、MCまたは三菱UFJニコスのいずれかでも返却を求めることが出来るものとします。
- (4) 前各項のいずれかに違反して組合員証が利用された場合、その組合員証の利用代金についてはすべて組合員がその支払いの責を負うものとします。

第4条 (年会費)

- (1) 年会費については、MC負担とします。

第5条 (組合員証の利用方法)

- (1) 組合員は学校生協および、MCと加盟契約している学校生協指定店(以下「指定店」といいます。)およびMC加盟店、DC加盟店(海外ではVISA加盟店など)に組合員証を提示し所定の供給伝票、売上票などに本人の署名を行なうことによって物品の購入ならびにサービスの提供を受けることができます。また、組合員は組合員証を利用して、MCから金銭の借入れを受けることができます。
- (2) 物品の購入ならびに受けたサービスに関する紛議は、組合員と指定店、MC加盟店、DC加盟店とにおいて解決するものとします。
- (3) 指定店での組合員証使用については、学校生協規約によるものと、MCまたはDC加盟店で使用の場合はMC・DC VISAカード会員規約によるものとします。

第6条 (組合員証の利用可能額)

- (1) 組合員証の利用可能額は、指定店において学校生協の、また、MCおよびDC加盟店ではMCが定めた金額とします。
- (2) 組合員はMCが承認した場合を除き、クレジットカード利用可能額を超えて組合員証を使用してはならないものとします。但しMCの承認を得て組合員証を得た場合は、この利用可能額を超えて利用することができます。

第7条 (代金の決済方式)

- (1) 組合員が、指定店で組合員証を利用した場合は、組合員と学校生協との約定した金融機関の預金口座より口座振替の方法により支払うものとします。
- (2) MCまたはDC加盟店で使用した場合は、MC・DC VISAカード会員規約に定める方法とします。

第8条 (情報等の提供)

組合員は、学校生協およびMCよりショッピングやクレジットに関する消費者教育情報等をうけることができます。

第9条 (組合員証の利用、貸与の禁止、法的処置など)

- (1) 組合員が、支払いを怠るなど規約に違反した場合は、次の措置をとることができます。
 - ① 組合員証の利用の停止。
 - ② 組合員証の返却。
 - ③ 学校生協指定店、MCおよびDC加盟店などに対する当該組合員証の無効通知。
- (2) 前項各号の措置は、学校生協指定店、MCおよびDC加盟店などを通じて行われるほか、学校生協、MC又は三菱UFJニコスの方法によって行われます。

第10条 (組合員証の紛失、盗難事故の責任と免責)

- (1) 組合員は、MC・DC VISAカード会員規約第1章一般条項第2条(1)の組合員証を紛失し又は盗難にあった場合、同第11条(1)～(4)に定めるとおりとします。
- (2) 組合員証は、学校生協、MC及び三菱UFJニコスが認める場合に限り再発行いたします。

第11条 (組合員証の有効期限)

- (1) 組合員証の有効期間は、学校生協、MC及び三菱UFJニコスが指定するものとし、組合員証の表面に西暦で月・年の順に記載し、その月の末までとします。
- (2) 組合員証の有効期限が到来する場合、学校生協、MC及び三菱UFJニコスが不相当と判断する場合を除き引続き新しい組合員証を送付します。

第12条 (変更事項の届け出)

組合員は、氏名、住所・指定預金口座等について変更があった場合には学校生協及びMCに通知するものとします。

第13条 (学校生協からの脱退)

組合員は学校生協から脱退する時は、所定の届出書に組合員証を添付して学校生協あてに提出するものとします。

第14条 (規約の変更)

本規約の挿入、変更が生じた場合、学校生協の機関紙などで告知します。告知後に組合員証を利用した場合は、変更事項又は新利用規約を承認したものとみなします。

第15条 (会員情報の利用等)

会員は会員の情報を下記の目的で利用されることをあらかじめ同意するものとします。

- ① 学校生協とMCと三菱UFJニコスとの間で、会員情報の提供又は、交換がなされること。
- ② MC加盟店及びMCから会員あてに各種ダイレクトメール等を提供すること。